

株式会社みなと銀行 女性の活躍推進に関する行動計画

みなと銀行は、女性の活躍の場をさらに拡大するために、女性が安心して生き活きと継続的に働くことができる環境整備を行うため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の定めに基づく行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日

2. 当行の課題

採用に男女間の格差はみられず、また女性の管理職登用も着実に進んでいるが、継続就業において男女差を縮小するための取組みを行う必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標：男女の平均勤続年数の差 8 年以下を目指す。

<取組内容>

女性のキャリア形成と両立支援促進策の展開等により就業継続意識の醸成を図る。

【継続】

- ・両立支援制度をハンドブックにまとめ、イントラネットに掲示するとともに、個別面談等により周知する。
- ・産前・産後休暇や育児休業中の職員等に、職場復帰に向けた研修や効果的な情報提供を行う。
- ・人材の更なる活躍推進に向け多様なキャリアパス事例を明示する。

【平成 28 年度以降】

- ・平成 28 年度中を目途 若手女性職員等を対象としたキャリア意識の醸成を目的とした研修の実施。
産前産後休暇・育児休業から復帰した職員等向けの仕事と家庭の両立やキャリア形成に関わるノウハウの共有等目的とした研修・セミナー等の開催。
- ・平成 29 年度以降 就業継続やキャリア形成等の意識調査の実施。

【補】

・平均勤続年数（平成 28 年 4 月現在）

男性	20 年
女性	11 年